



品 監 発 第 14 号
平成 27 年 9 月 4 日

品川区長
品川区議会議長
品川区教育委員会
品川区選挙管理委員会
品川区監査委員

} 様

品川区監査委員 島 田 幸太郎
同 井 上 奇 信
同 鈴 木 真 澄
同 いながわ 貴 之

平成 27 年度前期一般監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条の規定に基づき実施した一般監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

第 1 監査の主眼点

地方自治法第 199 条第 3 項の規定に基づき、各事務事業が同法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）および第 15 項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則り執行されているかどうか特に意を用い、以下の観点の主眼として監査を行った。

- 1 収入の確保が適正に行われているか。
- 2 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- 3 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- 4 事務事業の執行および管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- 5 財産の管理が適正に行われているか。
- 6 従前の指摘事項が是正されているか。

第 2 監査委員の関与

前監査委員 三浦 茂は、平成 27 年 4 月 6 日から同 6 月 25 日までに実施した監査に関与した。

現監査委員 島田 幸太郎は、平成 27 年 6 月 26 日から同 8 月 25 日までに実施した監査に関与した。

現監査委員 井上 奇信は、平成 27 年 4 月 6 日から同 8 月 25 日までに実施した全ての監査に関与した。

前監査委員 本多 健信、石田 しんごは、平成 27 年 4 月 6 日から同 4 月 30 日までに実施した監査に関与した。

現監査委員 鈴木 真澄、いながわ 貴之は、平成 27 年 5 月 26 日から同 8 月 25 日までに実施した監査に関与した。

第3 定期監査（所管別監査）の実施

1 実施期間

平成27年4月6日から平成27年8月25日まで

2 対象部局（対象期間：平成26年度、平成27年度（監査実施日まで））

- (1) 区長部局
- (2) 教育委員会事務局
- (3) 区議会事務局
- (4) 選挙管理委員会事務局
- (5) 監査委員事務局

第4 定期監査（所管別監査）の結果

《区長部局》

1 収入事務について

歳入の調定について、平成9年4月付「収入事務の手引」によれば、「歳入の調定は、その収入に対する請求権が生じたとき、すなわち収入の発生の原因となった事実が生じたとき、そのつど直ちに行わなければならない」とされているが、次のように不適切な事例がある。歳入の調定は速やかに行われたい。

- (1) 「行政財産使用料」6,300円の調定について、年度当初に調定をすべきところ平成27年1月28日に調定を行っている。（文化観光課）

- (2) 「行政財産使用料」27,072円、24,276円の調定について、年度当初に調定をすべきところ平成27年3月31日に調定を行っている。（高齢者地域支援課）

2 支出事務について

- (1) 前渡金の管理について、品川区会計事務規則第119条によれば、「資金前渡を受けた者は、現金出納簿を備えて、現金の出納を整理しなければならない」とされているが、有料駐車場使用料および郵券購入に係る現金出納簿の作成がなされていない。適切な事務処理に努められたい。（保育課）

- (2) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律によれば、支払について、具体的に定め適正な執行を求めるとされているが、平成26年6月2日に検査した「メールマガジン配信サービス委託（5月分）」25,650円の支払は同12月3日に執行されている。今後、法の趣旨に則り支払事務の適切な執行に努められたい。（広報広聴課）

- (3) 高額療養費等支払費用貸付に伴う償還金の清算について、品川区高額療養費等支払費用貸付条例施行規則によれば、貸付金の償還に充当した後、高額療養費等に超過額が生じたときは、速やかに借受者に通知し、引き渡さなければならないとされているが、平成26年5月14日付で償還金の歳入の調定を行った後、借受者に引き渡す超過額45,470円の支払は平成27年3月25日に執行されている。適切な事務処理に努められたい。（生活福祉課）

- (4) 平成 26 年 4 月 1 日付契約「品川保健センター駐車場ゲート保守委託」について、委託料の支払は業務報告書に基づき履行の確認を行ったうえで請求書により 3 カ月ごとに支払うこととなっているが、平成 26 年 12 月分および平成 27 年 3 月分各 194,400 円は、業務報告書の提出がなく支払われた。適切な事務処理に努められたい。
(品川保健センター)
- (5) 平成 26 年 4 月 1 日付契約「カラスの巣等の撤去処理及び外来種 (アライグマ・ハクビシン) 捕獲処分委託 (単価)」について、外来種捕獲用の箱なわを 1 週間設置し、回収することを基本に、区民等の申出により延長する場合は、区に連絡し、指示を受ける約定となっていたが、区の指示によらず期間が延長され、当該延長分に委託料が支出されている。適切な事務処理に努められたい。
(環境課)
- (6) 児童育成手当の支給について、受給者が婚姻をし、支給要件であるひとり親家庭に該当しないことから、受給者が平成 26 年 2 月 6 日に児童育成手当消滅届を提出したが、支給停止の処理を行わなかった。このため、同 6 月 10 日に手当が支給され、108,000 円を返納させることとなった。適切な事務処理に努められたい。
(子ども家庭支援課)
- (7) 児童手当の支給について、平成 26 年 11 月 25 日に児童手当受給者 (児童の父) が死亡し、同 12 月 15 日に保護者 (児童の母) が未支払児童手当 20,000 円の請求を行った。区は、平成 27 年 1 月 9 日を支払日とした支給決定通知書を送付したが、振込口座の口座名義人に誤りがあるなど、訂正に時間を要し、同 4 月 15 日に支給された。児童手当の支給目的を踏まえ、速やかな支払に努められたい。
(子ども家庭支援課)

3 契約事務について

平成 26 年 7 月 17 日付契約「フルカラーデジタル複合機使用貸借および消耗品供給 (単価)」について、支払は履行検査完了後適法な請求に基づき 30 日以内に各所管課が行うこととなっている。しかし、モノクロまたはカラーで出力した枚数の確認は情報推進課に限定され、各所管課が枚数等を確認できる仕組みになっていない。支出事務の適正化と紙使用の抑制という観点から履行方法を改められたい。
(情報推進課)

4 事業の執行方法について

行政財産使用に伴い使用者から徴収している光熱水費について、使用量に基づき料金を算定することが困難であるため一定の比率で負担額を決定しているが、負担割合が長期間見直されていない事例が見られる。光熱水費が上昇する現況を鑑み、時期を定めて負担比率を見直すよう検討されたい。
(地域活動課、高齢者福祉課)

5 現金管理について

前渡金の管理について、品川区会計事務規則第 83 条第 1 項によれば、「資金前渡を受けた者は、その現金を確実な金融機関に預金しなければならない。ただし、

直ちに支払を要する場合または 3 万円未満の現金については、この限りでない」とされているが、直ちに支払を要しないにもかかわらず、「有料駐車場使用料」50,000 円を払い出し、現金で手提げ金庫に保管している事例がある。現金管理については万全を期されたい。(道路課)

6 指定消耗品等の管理について

(1) 消耗品受払簿について、課長および係長の確認印が押されていない。品川区物品管理規則第 25 条に則り消耗品受払簿の整備を徹底されたい。(人事課)

(2) 郵券の管理について、郵便物の料金不足分の支払に充てるため、様々な金種の郵券を保管しているが、郵券と消耗品受払簿の残数に相違が生じている事例が見られる。必要な金種を精査するなど郵券の管理を徹底されたい。

(総務課)

《教育委員会事務局》

1 支出事務について

近接地外出張旅費に係る資金前渡について、品川区会計事務規則第 87 条第 6 項第 2 号によれば、「支払は、支給表に各人の領収印を徴して行うこと」とされているが、支給表（旅行命令申請書）に当該旅行者の領収印を徴していない事例が少なからず見られる。今後、適切な事務処理に努められたい。(指導課)

2 事業の執行方法について

平成 26 年 4 月 1 日付「小・中学校警備業務委託」について、受託者が作成する「品川区・小・中学校巡回現場確認対応リスト」によれば、教職員等が扉や窓の施錠または照明の消灯を怠ることにより、発報を受けた受託者が確認のため出動する事例が多数見られる。教職員等に注意を喚起するなど施設管理を徹底するよう指導されたい。(庶務課)

3 現金管理について

有償頒布物の販売について、会計管理者保管金を準備しないため、職員が私費によりつり銭を支払う事例が見られる。適切な事務処理に努められたい。

(庶務課)

4 指定消耗品等の管理について

小・中学校校長および幼稚園園長の地域交流経費に充てる区内共通商品券について、前年度から 412 枚を繰り入れたことおよび当該繰入分を全て地域交流経費として各校に配布したことの記帳が平成 27 年度消耗品受払簿になされていない。品川区物品管理規則第 25 条に則り消耗品受払簿の整備を徹底されたい。

(庶務課)

《区議会事務局》

指摘すべき事項は認められない。

《選挙管理委員会事務局》

指摘すべき事項は認められない。

《監査委員事務局》

指摘すべき事項は認められない。